

# マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： **種類株式の上場**

---

(株)東京証券取引所（以下「東証」）は、「議決権種類株式」の上場制度を整備し、2008年7月を目途に正式導入する運びです。

## 1. 議決権種類株式

### 1) 既上場会社

- (1) 無議決権・議決権制限株式：完全無議決権株式および取締役の選解任その他の重要な事項について議決権のない議決権制限株式

### 2) 新規上場会社

- (1) 無議決権・議決権制限株式：上記 1) (1)  
無議決権・議決権制限株式の単独上場、普通株式との同時上場が可能
- (2) 議決権数の少ない株式：普通株式のように1単元 = 1議決権ではなく、100単元、1,000単元で1議決権となるような議決権数の少ない株式

## 2. 既上場会社～伊藤園のケース～

すでに、伊藤園では2007年9月につぎの株式を上場しています。

- 1) 無議決権優先株式：
  - (1) 完全無議決権株式
  - (2) 普通株式より配当を優先した株式
  - (3) 2年連続で優先配当を行う旨の決議がない場合、議決権の発生

## 3. 上場制度の審査基準

上場審査（形式審査・実質審査）は、つぎの内容以外は、株式上場に関する基準と同様です。  
株主権利を尊重した株式（つぎの要件を満たした株式）であること

- 1) 会社が過小資本で支配される場合、議決権種類株式の解消が見込まれること。
- 2) 種類株主間の利害が対立する場合、株主保護の対策が認められること。
- 3) 支配株主と発行会社の利益相反取引が行われる場合、少数株主の保護対策が認められること。
- 4) 議決権の少ない株式を上場した場合、議決権の多い株式の譲渡などのときに議決権の少ない株式への転換条項が付されていること。
- 5) 優先配当を付与する場合、剰余金配当ができる利益見込であること。
- 6) 株主・投資者の利益を侵害する状況でないこと。

（次ページへ）

## お見逃しなく！

1. 東証は、上場規則に違反した場合（適時開示義務や企業行動規範に違反するなど）で、東証の開設市場や株主・投資者の信頼を毀損したと認められるときは、上場契約違約金（1,000万円）の請求ができる制度を導入します。
2. 非公開会社の場合、議決権制限株式の新株発行は、特別決議による定款変更（議決権を行使できる事項および行使の条件を定めるときはその条件）で可能です。
3. 既存普通株式を議決権制限株式に変更する場合には、株主全員の同意が必要です。